令和　７年（ケ）第　　１７号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年　３月２５日
名古屋地方裁判所岡崎支部執行係
裁判所書記官　尾　崎　秀　樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年　４月　９日　午前　９時００分から 令和　８年　４月１６日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時	令和　８年　４月２３日　午前１０時００分
	場　所	名古屋地方裁判所岡崎支部売却場
売却決定期日	日　時	令和　８年　５月１４日　午後　１時００分
	場　所	名古屋地方裁判所岡崎支部執行係
特別売却実施期間	令和　８年　４月３０日　午前　９時００分から 令和　８年　４月３０日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の指定口座に金銭を振り込んだ旨の保管金受入手続添付書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年　３月２５日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和６年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	4,669,000 3,735,200	一括	933,800	74,324	0
1	98,000				
2	903,000				
3	3,668,000				
備考	上記売却基準価額は民事執行規則３０条の３第１項の規定により変更したものである。				

令和　７年（ケ）第　　１７号

物　件　目　録

１　所　　在　　西尾市一色町千間千生新田

　　地　　番　　７番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３３．９６平方メートル

２　所　　在　　西尾市一色町千間千生新田

　　地　　番　　７番４

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０３．００平方メートル

３　所　　在　　西尾市一色町千間千生新田　７番地４

　　家屋　番号　　７番４

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造かわらぶき２階建

　　床　面　積　　１階　８４．４６平方メートル
　　２階　３０．４１平方メートル

令和　７年（ケ）第　　１７号

物　件　明　細　書

令和　７年１０月１０日
名古屋地方裁判所岡崎支部執行係
裁判所書記官　尾　崎　秀　樹

１　不動産の表示
【物件番号１～３】
別紙物件目録記載のとおり

２　売却により成立する法定地上権の概要
なし

３　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１～３】
なし

４　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号３】
本件所有者が占有している。

５　その他買受けの参考となる事項
【物件番号２】
下記①ないし④の土地を承役地とする地役権設定登記がある。

記

①　西尾市一色町千間千生新田７番５
②　西尾市一色町千間千生新田７番６
③　西尾市一色町千間小柳１３７番５
④　西尾市一色町千間小柳１４２番２

《　注　　意　　書　》

１　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

11

令和　７年（ケ）第　　１７号

物　件　目　録

１　所　　在　　西尾市一色町千間千生新田

　　地　　番　　７番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３３．９６平方メートル

２　所　　在　　西尾市一色町千間千生新田

　　地　　番　　７番４

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０３．００平方メートル

３　所　　在　　西尾市一色町千間千生新田　７番地４

　　家屋　番号　　７番４

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造かわらぶき２階建

　　床　面　積　　１階　８４．４６平方メートル
　　２階　３０．４１平方メートル

令和7年(ケ)第17号

令和7年4月24日受理

令和7年7月14日提出

現況調査報告書

名古屋地方裁判所岡崎支部

執行官 岩尾正昭

（執No.3）

令和　７年（ケ）第　　１７号

物　件　目　録

１　所　　在　　西尾市一色町千間千生新田

　　地　　番　　７番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３３．９６平方メートル

２　所　　在　　西尾市一色町千間千生新田

　　地　　番　　７番４

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０３．００平方メートル

３　所　　在　　西尾市一色町千間千生新田　７番地４

　　家屋　番号　　７番４

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造かわらぶき２階建

　　床　面　積　　１階　８４．４６平方メートル
　　２階　３０．４１平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１，２
現況地目	■宅地（物件１，２）　□公衆用道路（物件　　）　□（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置図（概略）のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有して，占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	■物件２の南西側にカーポートがある。 ■物件２の南側に簡易物置がある。
建物	物件３
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本件建物を空き家の状態で占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	■北側にヒートポンプ給湯機がある。 ■屋根にソーラーパネルがある。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置図（概略）のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■　Ａ（７番５の土地，７番６の土地所有者）	１　債務者兼所有者は，令和５年１０月ころに物件３を退去しました。令和５年１０月ころ以降，物件３は，空き家の状態です。もともと物件１，２は，私の所有で，物件３は，母の所有でしたが，平成３０年２月ころ，不動産業者を通じて，債務者兼所有者に売却しました。 ２　物件１～３を売却するに際し，不動産業者から，物件２の東側にはブロック塀が設置されており，物件２と東側道路とは高低差があって，東側道路に出にくくなっており，東側道路は道幅が狭く，大型車が通りにくいので，現実的には，西側道路に出てもらうしかないので，物件２の北西側隣地（７番５の土地，７番６の土地，千間小柳１３７番５の土地及び千間小柳１４２番２の土地）に地役権を設定して，買受人には，西側道路に出てもらう方がよい，という話があり，北西側隣地に地役権を設定しました。 ３　債務者兼所有者は，実際には，７番５の土地を通って，西側道路に出ていました。債務者兼所有者から，７番５の土地の通行料等は，もらっていません。 ４　競売で，物件１～３が売却された場合，新所有者に７番５の土地を無償で通ってもらっても良いと思っています。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

1　物件１～３の占有関係は，関係人の陳述及び執行官の現況等から，２枚目に記載のとおりと認められる。

2　物件１，２は，一体として，物件３の敷地となっている。物件１，２は，東側が道路に接面している。物件１，２の南西角及び北西角には，それぞれ境界杭が認められたが，北東角及び南東角には，いずれも一見して，境界杭等を認めることができなかった。物件１，２は，北側及び東側の一部をブロック塀で囲まれている。

3　物件３の屋根にソーラーパネルがある。ソーラーパネルは，配管等が物件３内部の機器と繋がっていることから，物件３に付合していると思われる。ただし，ソーラーパネルの設置時期，設置費用，所有権の帰属等，詳細については，不明である。

4　物件３の北側にヒートポンプ給湯機がある。ヒートポンプ給湯機は，配管等が物件３内部の機器と繋がっていることから，物件３に付合していると思われる。

5　物件３は，建築後約１９年が経過しており，建物内に経年相当の汚れ，傷等が散見される。

6　物件２の南西側にカーポートがある。

7　物件２の南側に簡易物置がある。

8　物件２に通行のための要役地地役権が設定されており，北西側隣地（７番５の土地，７番６の土地，千間小柳１３７番５の土地及び千間小柳１４２番２の土地）が承役地となっている。

9　債務者兼所有者に対する書面による占有照会等に対する回答は得られなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年4月28日（月） 14:20-14:40	目的物件所在地	物件確認，写真撮影（外観），占有状況調査
7年5月19日（月） 9:50-10:00	名古屋法務局岡崎支局	登記関係書類取得
7年5月19日（月）	（郵便）	住民票取寄（西尾市役所）
7年5月19日（月）	（郵便）	立入調査期日通知及び占有照会等（回答なし）
7年6月3日（火） 9:50-11:10	目的物件所在地	（立入調査）間取確認，写真撮影（屋内外），評価人同行，７番５の土地及び７番６の土地所有者に面談，聴取
年　月　日（　）		
年　月　日（　）		

（特記事項）

■　令和７年６月３日

本件建物は全戸不在で施錠されていたので，立会証人を立ち会わせ，解錠技術者により解錠し，本件建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

土地建物配置図（概略）

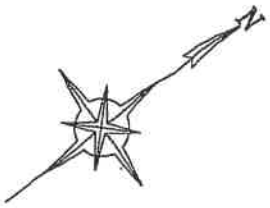
N

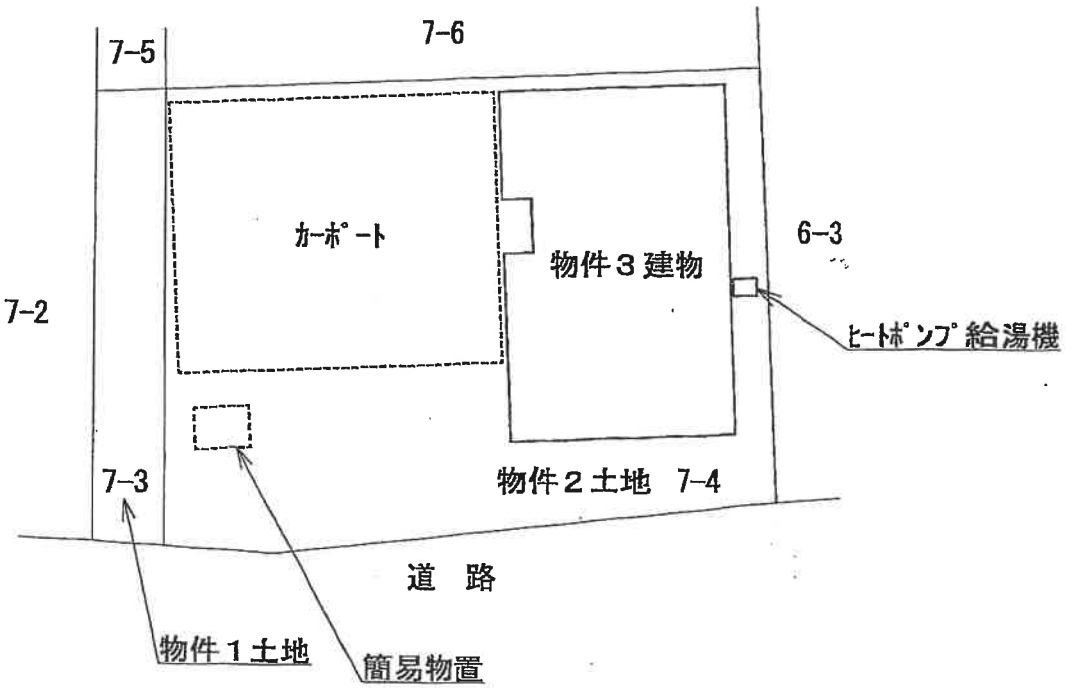
7-5
7-6
ｶｰﾎﾟｰﾄ
物件３建物
6-3
7-2
ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯機
7-3
物件２土地　7-4
道　路
物件１土地
簡易物置

建物間取図（概略）

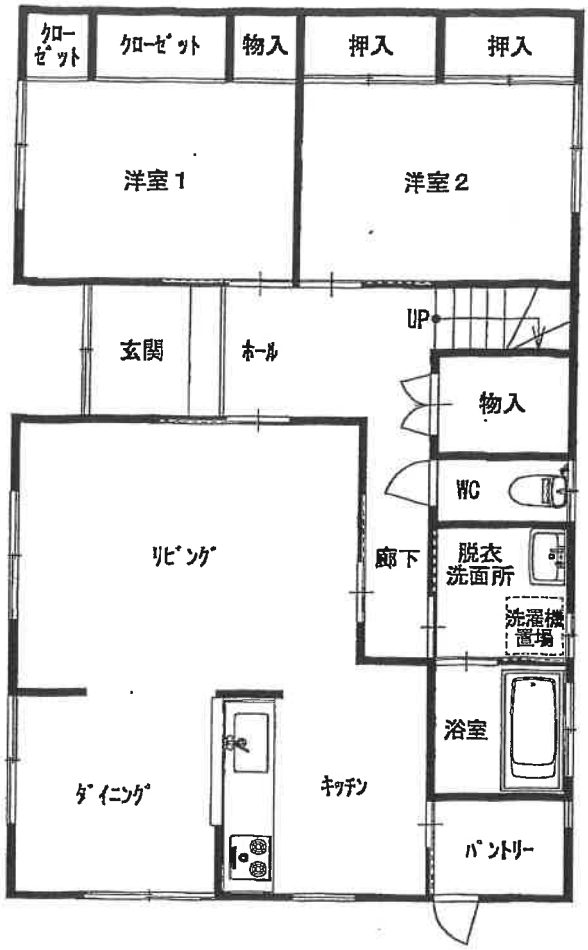

１階

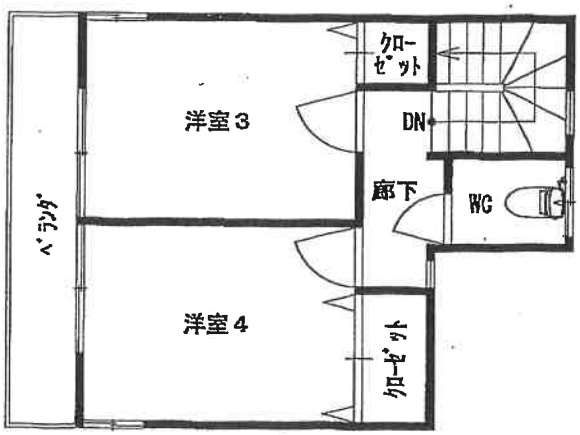

２階

①屋外の状況

②屋内の状況
リビング

③屋内の状況
キッチン

④屋内の状況
浴　室

⑤屋外の状況

ヒートポンプ給湯機

⑥屋外の状況

簡易物置

⑦屋外の状況

副

令和７年（ケ）第１７号
令和７年　４月２８日受　理
令和７年　６月　３日現地調査
令和７年　６月２０日評　価

名古屋地方裁判所岡崎支部　御中

評　価　書

評価人　不動産鑑定士

鈴木　哲

第１　評価額

一　括　価　格	
金　６，６７０，０００　円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金　１４０，０００　円
物件２（土地）	金　１，２９０，０００　円
物件３（建物）	金　５，２４０，０００　円

１　一括価格は、物件１乃至３の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
３　物件１、２の内訳価格は物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登　　記	現　　況
1	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	西尾市一色町千間千生新田 ７番３ 宅地 ３３．９６平方メートル	同左
2	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	西尾市一色町千間千生新田 ７番４ 宅地 ３０３．００平方メートル	同左
3	所　　在 家屋番号 種　　類 構　　造 床 面 積	西尾市一色町千間千生新田　７番地４ ７番４ 居宅 木造かわらぶき２階建 １階　８４．４６平方メートル ２階　３０．４１平方メートル	同左

番号	特　記　事　項
	なし

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１、２）

位置・交通	名鉄西尾線・蒲郡線「吉良吉田」駅　南西方　道路距離約4,300m ふれんどバス「松木島」停　南方　道路距離約2,200m （附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	狭隘な道路沿いに一般住宅が建ち並ぶほか、太陽光発電施設、農地等が見られる、港に近接する住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60% 200% － 宅地造成等工事規制区域、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外、屋外広告物制限区域：屋外広告物条例5条1項の許可地域
画地条件	地積　336.96㎡ 間口　約22m、奥行　約15m 形状　ほぼ長方形	
接面道路の状況	本件土地は、南東側で幅員約2mの市道認定外の舗装道路に0～約0.6m高く接面する。 （建築基準法第42条2項の道路） 本件土地はセットバックを要する。	
土地の利用状況等	本件土地は物件３建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状態は、南東側は道路、北東側、南西側、北西側は一般住宅等である。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道　あり（特記事項のとおり） ガス配管　なし 下水道　なし（個別浄化槽）	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について過去の住宅地図を昭和47年まで遡って調査した結果、当該物件が建設される以前は未利用地等であったと推定される。汚染の原因となる物質を含むかは不明であるが、本件土地は土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域には該当していない。	
特記事項	・本件土地上にカーポート、簡易物置、ヒートポンプ給湯機が設置されている。 ・本件２土地には北西側土地を承役地として通行のための要役地地役権が登記されている。登記の概要は以下のとおりである。 承役地　一色町千間千生新田7番5 目的　通行　範囲　全部 承役地　一色町千間千生新田7番6 目的　通行　範囲　南西部四角形7・40平方メートル	

特 記 事 項 （つづき）	承役地　一色町千間小柳137番5 目的　通行　範囲　南西部四角形31・74平方メートル 承役地　一色町千間小柳142番2 目的　通行　範囲　南西部四角形5・59平方メートル 承役地の居住者によれば、本件所有者は無償でこれら北西側土地を通行し、北西方の道路へ出入りしていたとのことであった。 ・西尾市上下水道営業課によれば、本件土地への上水道は北西方の道路から引き込まれているとのことであった。したがって、本件土地への上水道の引込み管は、北西方の道路と本件土地との間に介在する北西側隣地等を通っていると推測され、引込み管の工事等行う場合には介在する北西側土地の所有者の承諾等が必要となると思われる。 ・登記事項証明書及び閉鎖謄本調査によると、物件１土地は市街化区域・市街化調整区域の線引きがされる前からの宅地であり、物件２土地は線引き後の宅地である。西尾市建築部建築課にて聴取したところ、物件２土地は物件３建物建築の際に、愛知県開発審査会基準第7号による開発許可を得ているとのことであった。なお、建物再建築の可否は、西尾市建築部建築課に確認を要する。 ・本件土地について周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・本件土地は、西尾市の高潮ハザードマップ（一色地区）によると高潮浸水想定区域（浸水深3.0m～5.0m）に該当し、津波ハザードマップ（一色南部・一色東部地区）によると津波災害警戒区域（基準水位1.0m～3.0m未満、3.0m～5.0m未満）に該当する。

2　建物の概況及び利用状況（物件３）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）平成18年12月日不詳新築 経過年数　　約 19 年 経済的残存耐用年数　約 11 年
仕　　様	構　造　木造２階建 屋　根　かわらぶき 外　壁　亜鉛メッキ鋼板等 内　壁　クロス貼等 天　井　クロス貼等 　床　　フローリング等 設　備　電気、水道 その他　太陽光発電システム、オール電化
床面積（現況）	第３　目的物件の表示に同じ
現況用途等	現況用途　居宅 間取り　　４ＬＤＫ＋物入 （附属資料８　建物間取図（概略）のとおり）
品　　等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特記事項	・現地調査時、本件建物は空家と見られた。室内には家具、電化製品、生活用品等が置かれていた。 ・本件建物には太陽光発電システムが設置されている。当該システムの設置費用の支払い状況については不明であり、当該システムが第三者に所有権留保されている可能性は否定できない。また当該システムの稼動状況については不明である。 ・本件建物は経年使用相当の汚損等が見られる。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１、２）
目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡） ア	個別格差 イ	地　積（㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	15,500	0.93	33.96	0.9	440,000
2	15,500	0.93	303.00	0.9	3,930,000
合計			336.96		4,370,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）
都道府県地価調査　西尾(県)-17

地価調査価格		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
19,000円／㎡	×	98.1／100	×	100／100	×	100／120	＝	15,500円／㎡

（上三桁未満四捨五入）

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇標準化補正：なし
◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮。

イ　個別格差：要セットバック 0.93
ウ　地積：登記数量による。
エ　建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

（２）建物価格（物件３）
目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価（円／㎡） ア	現況延床面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
3	192,000	114.87	0.31	6,840,000

イ　再調達原価：太陽光発電システムを含んでいる。
ウ　現価率：
・現価率＝［残価率3%＋（１－残価率3%）×｛経済的残存耐用年数11年／（経済的残存耐用年数11年＋経過年数19年）｝］×（１－観察減価等20%）＝ 0.31

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格 （円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 （円） ア×イ
1	440,000	0.45	法定地上権	200,000
2	3,930,000	0.45	法定地上権	1,770,000
合計				1,970,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を45%と査定した。

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算 （円） イ	占有減価修正 （円） ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 （円） {(ア±イ)-ウ}×エ×オ
1	440,000	-200,000		0.85	0.7	140,000
2	3,930,000	-1,770,000		0.85	0.7	1,290,000
3	6,840,000	+1,970,000	0	0.85	0.7	5,240,000
一括価格（合計）						6,670,000

ウ　占有減価修正：必要なし。
エ　市場性修正：第三者が所有権留保している可能性のある太陽光発電システムが設置されているリスク、また、本件土地の接道状況が劣ること等による市場性の減価を考慮した。
オ　競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

都道府県地価調査価格（西尾(県)-17）

所　　在：西尾市一色町生田中萱野３５番
価　　格：19,000円／㎡
位　　置：名鉄西尾線・蒲郡線「吉良吉田」駅の南西方道路距離約4,700m
価格時点：令和6年7月1日
地　　積：343㎡
供給処理施設：水道
接面街路：北東側幅員5.0m市道に接面
用途指定等：市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）
地域の概要：周囲にうなぎの養殖場が見られる一般住宅、漁家住宅等が多い住宅地域

第７　附属資料

１　位置図
２　付近案内図
３　公図写
４　地積測量図写
５　地役権図面写
６　建物図面・各階平面図写
７　土地建物配置図（概略）
８　建物間取図（概略）
９　写真撮影図
１０　現況写真

位置図

国土地理院「地理院地図」

付近案内図

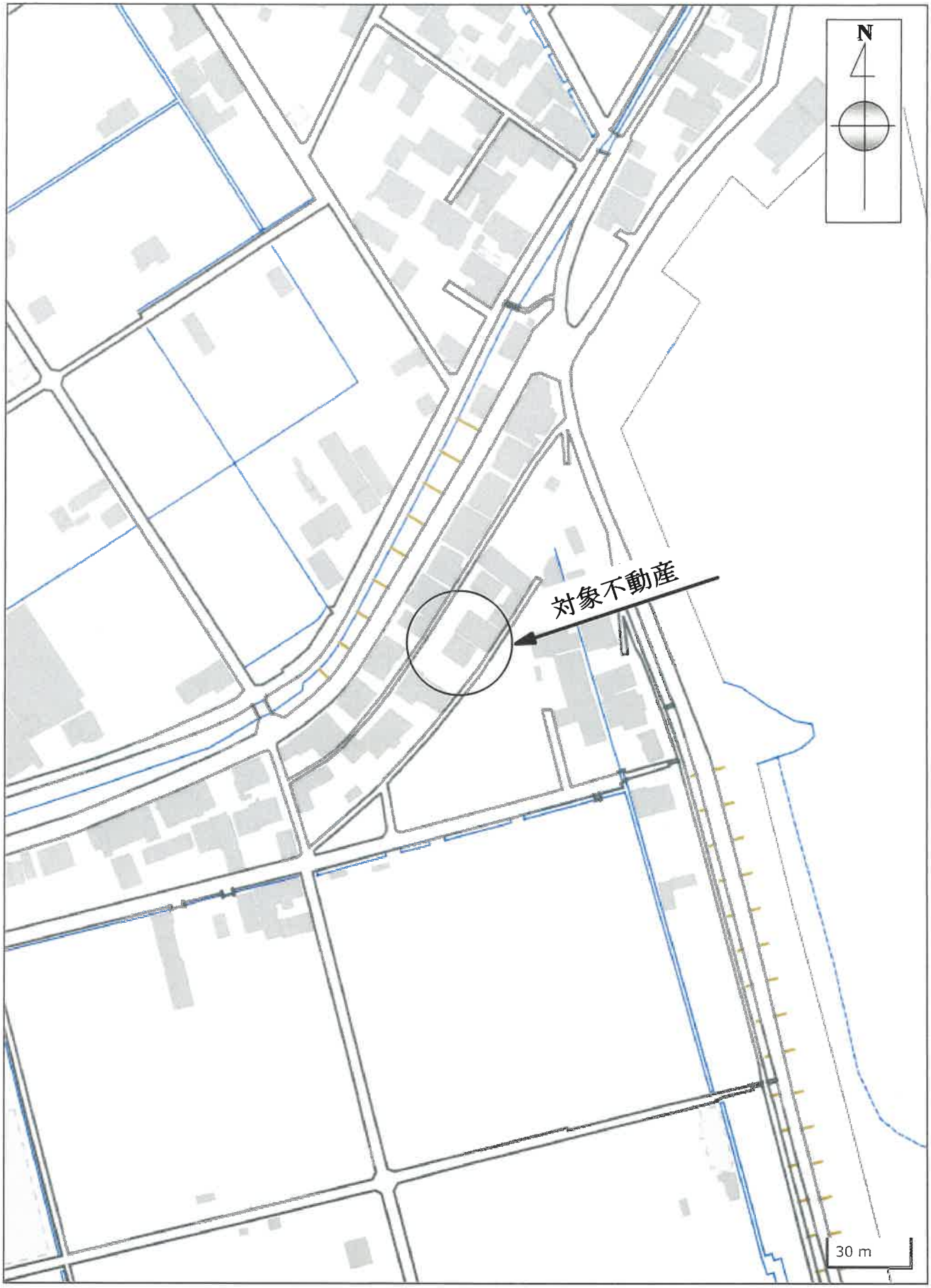

国土地理院「地理院地図」

A４判に縮小

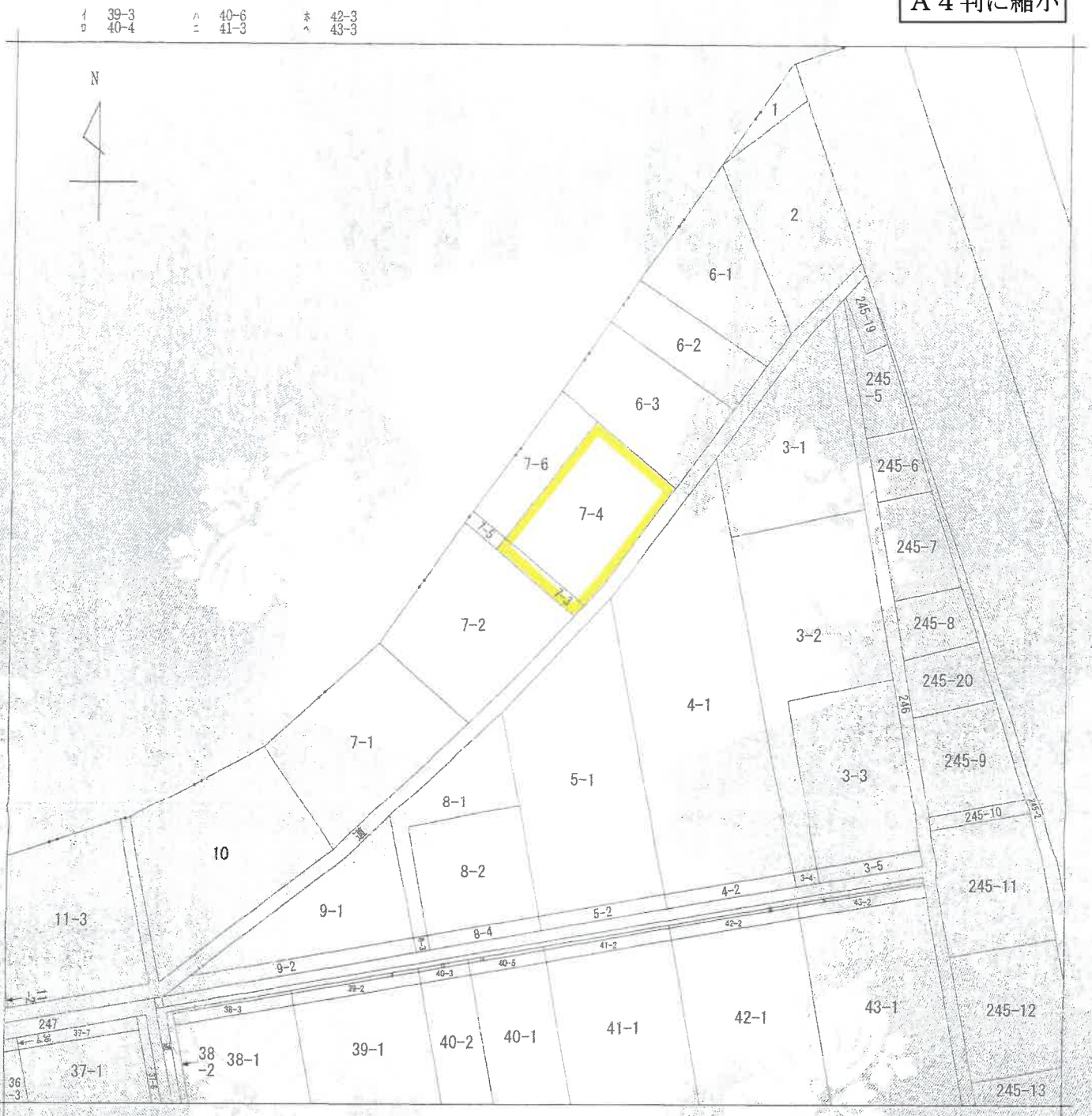

（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

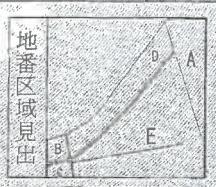

A　大字千間字千生新田
B　一色町千間千生新田
C　一色町千間千生新田
D　一色町千間千生新田
つづく

請求部分	所在	西尾市一色町千間千生新田					地番	7番3	
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月6日
名古屋法務局西尾支局
登記官

[redacted]

請求番号：2-2
(1/2)

E　一色町千間
　　千生新田

A４判に縮小

請求番号：2-2
(2/2)

地　　番	7−3、7−5
土地の所在	西尾市一色町千間千生新田

地　積　測　量　図

座　標　法　求　積　表

地　番	Ⓐ　7−3			
測　点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1) Yn	距　離
Y51	−135074. 759	−10981. 914	−82430. 246484	2. 176
Y50	−135076. 550	−10983. 150	120990. 380400	15. 218
K106	−135085. 775	−10971. 047	82348. 678782	2. 261
K105	−135084. 056	−10969. 579	−120840. 882264	15. 446
		倍　面　積	67. 930434	
		面　　積	33. 9652170	
		地　　積	33. 96　㎡	

地　番	Ⓑ　7−5			
測　点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1) Yn	距　離
K104	−135071. 130	−10986. 728	−19666. 243120	2. 153
K107	−135072. 969	−10987. 847	59554. 130740	5. 906
Y50	−135076. 550	−10983. 150	19659. 838500	2. 176
Y51	−135074. 759	−10981. 914	−59521. 973880	6. 029
		倍　面　積	25. 752240	
		面　　積	12. 8761200	
		地　　積	12. 87　㎡	

合　　計　　46. 8413370

恒久的地物の名称及び座標値

符　号	名　　称	座　　標　　値	
		X	Y
IZ. 1	引照点（側溝に刻印）	−135083. 423	−10967. 352
IZ. 2	引照点（側溝に刻印）	−135068. 883	−10958. 408

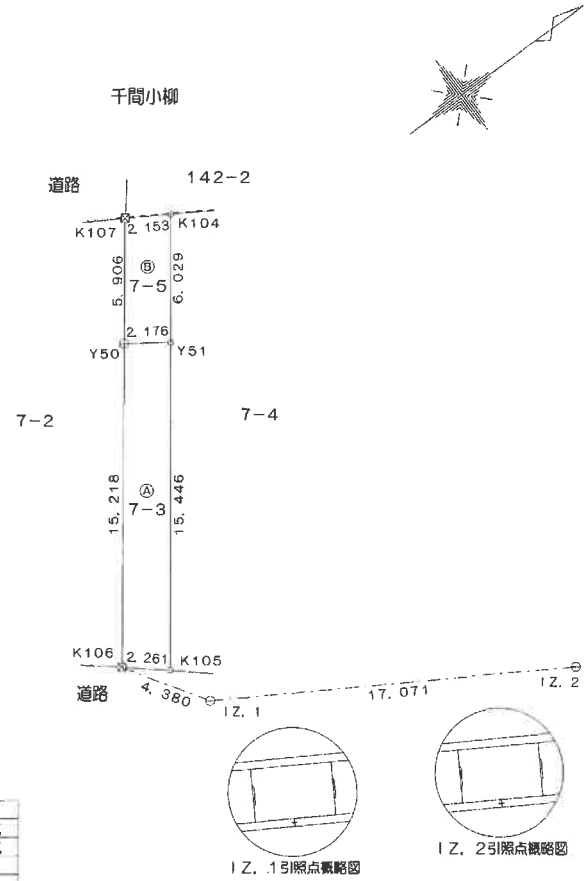

凡　例
コンクリート杭
プラスチック杭
金　属　標
鋲
刻　　印
計　算　点

単位：m

平成28年5月25日測量

作成者	[redacted]	縮尺	1/
	（平成　28　年　6　月　2[redacted]		

申請人	[redacted]	縮尺	1/250

A4判に縮小

地　　番	7−4、7−6
土地の所在	西尾市一色町千間千生新田

地　積　測　量　図

座　標　法　求　積　表

地番	Ⓐ 7−4			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1) Yn	距離
Y52	−135058. 744	−10970. 862	83367. 580338	19. 458
Y51	−135074. 759	−10981. 914	277974. 207168	15. 446
K105	−135084. 056	−10969. 579	71565. 533396	3. 647
K172	−135081. 283	−10967. 210	−185301. 980160	16. 461
K102	−135067. 160	−10958. 753	−246999. 333867	14. 746
		倍面積	606. 006875	
		面　積	303. 0034375	
		地　積	303. 00 ㎡	

地番	Ⓑ 7−6			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn−1) Yn	距離
K103	−135055. 036	−10976. 197	135951. 176042	19. 233
K104	−135071. 130	−10986. 728	216691. 236344	6. 029
Y51	−135074. 759	−10981. 914	−136021. 986804	19. 458
Y52	−135058. 744	−10970. 862	−216378. 311226	6. 497
		倍面積	242. 114356	
		面　積	121. 0571780	
		地　積	121. 05 ㎡	

合　計　424. 0606155

恒久的地物の名称及び座標値

符　号	名　称	座　標　値	
		X	Y
IZ. 1	引照点（側溝に刻印）	−135083. 423	−10967. 352
IZ. 2	引照点（側溝に刻印）	−135068. 883	−10958. 408

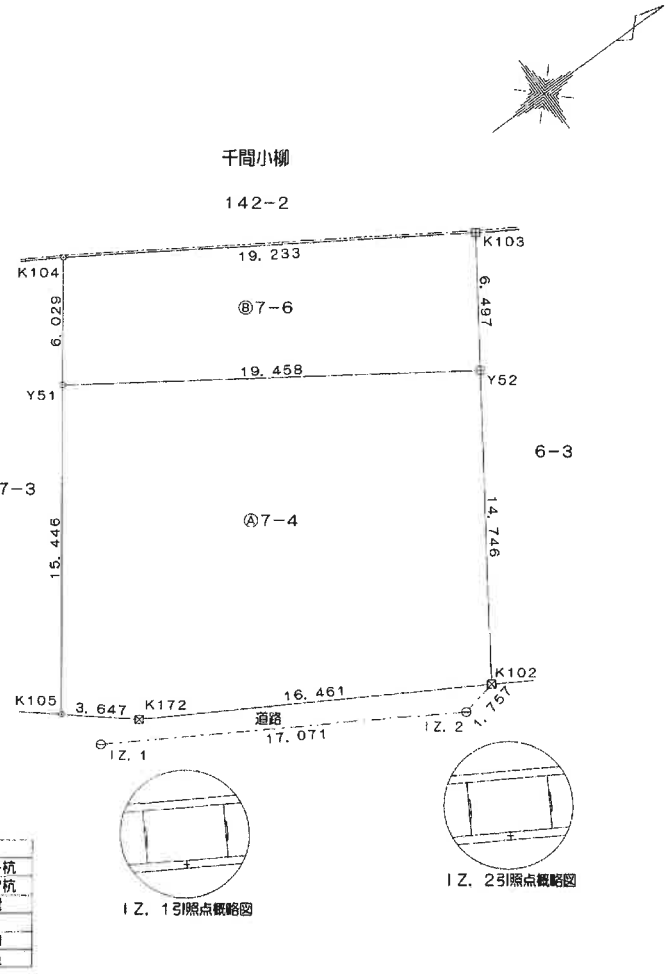

凡　例
コンクリート杭
プラスチック杭
金属標
鋲
刻　印
計算点

単位：m

平成28年5月25日測量

作成者	[redacted] (平成 28 年 6 月 28 [redacted]	縮尺	1/

申請人	[redacted]	縮尺	1/250

A4判に縮小

登記年月日 2025 04 30

地役権図面

承役地の地番	7－6
承役地の所在	西尾市一色町千間千生新田

符号	底辺	高さ	倍面積
A	6.186	1.011	6.254046
B	6.186	1.383	8.555238
合計			14.809284
合計面積			7.4046420
地積			7.40 ㎡

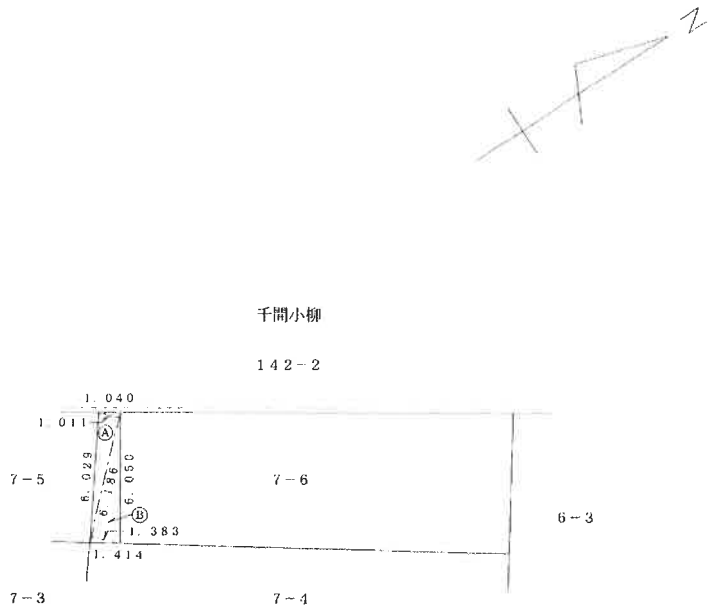

受付	平成30年3月30日
	第 3665 号

地役権図面第 / 号

単位：m

地役権者	[redacted]	平成３０年２月４日作成	申請人	[redacted]	縮尺	1/250

A４判に縮小

承役地の地番	137－5
承役地の所在	西尾市一色町千間小柳

地　役　権　図　面

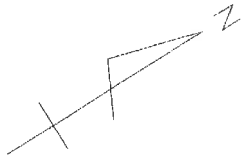

符号	底辺	高さ	倍面積
A	11.621	2.595	30.156495
B	11.621	2.426	28.192546
C	11.144	0.462	5.148528
		合計	63.497569
		合計面積	31.7487845
		地積	31.74 ㎡

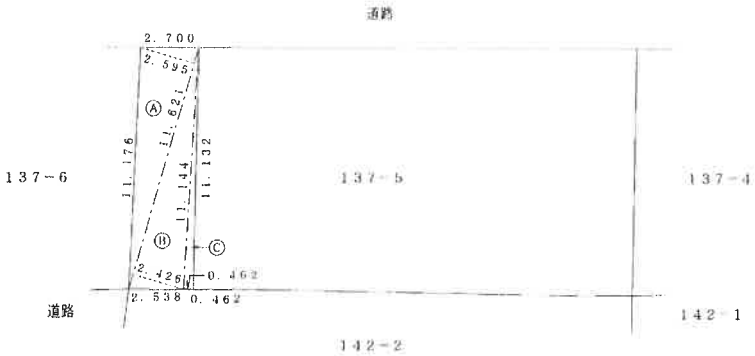

受付	平成30年3月30日
	第　3666　号

地役権図面第　2　号

単位：m

地役権者	[redacted]	平成３０年２月４日作成	申請人	[redacted]	縮尺	1/250

[redacted]

A４判に縮小

地　役　権　図　面

承役地の地番	142－2
承役地の所在	西尾市一色町千間小柳

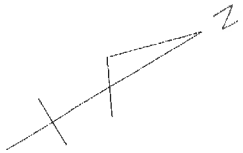

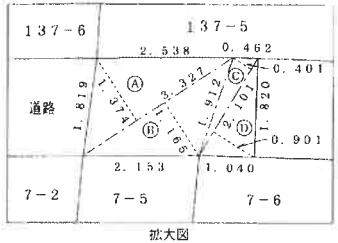

拡大図

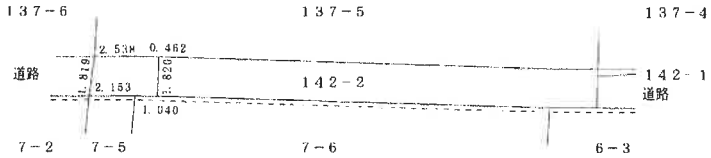

千間千生新田

符号	底辺	高さ	倍面積
A	3.327	1.374	4.571298
B	3.327	1.165	3.875955
C	2.101	0.401	0.842501
D	2.101	0.901	1.893001
		合計	11.182755
		合計面積	5.5913775
		地積	5.59 ㎡

受付	平成30年3月30日
	第 3667 号

地役権図面第 3 号

単位：m

地役権者	[redacted]	平成３０年２月４日作成	申請人	[redacted]	縮尺 1/250

A４判に縮小

登記年月日：平成28年5月11日

令和7年3月6日　名古屋法務局西尾支局　登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

各階平面図

建物図面

家屋番号	7番4
建物の所在	西尾市一色町千間千生新田　7番地4

1階

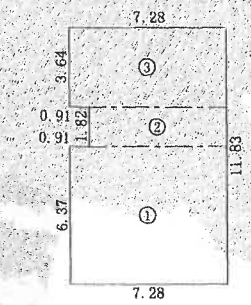

求積表					
①	7.28	×	6.37	=	46.3736
②	6.37	×	1.82	=	11.5934
③	7.28	×	3.64	=	26.4992
			合計		84.4662
			床面積		84.46 ㎡

2階

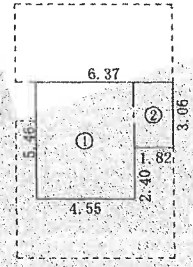

求積表					
①	4.55	×	5.46	=	24.8430
②	1.82	×	3.06	=	5.5692
			合計		30.4122
			床面積		30.41 ㎡

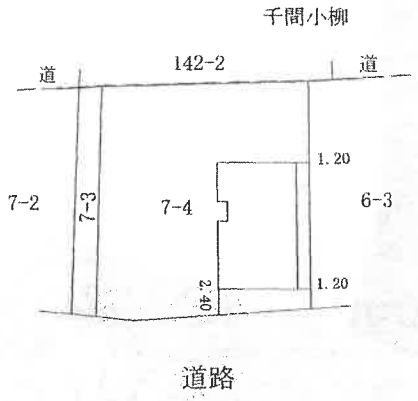

作製者	[redacted]	縮尺	1/250	申請人	[redacted]	縮尺	1/500

（平成 28 年 4 月 27 日作製）

（会員専用）

（愛知県土地家屋調査士会用紙）

A4判に縮小

[redacted]

[redacted]

請求番号：2-1

土地建物配置図(概略)

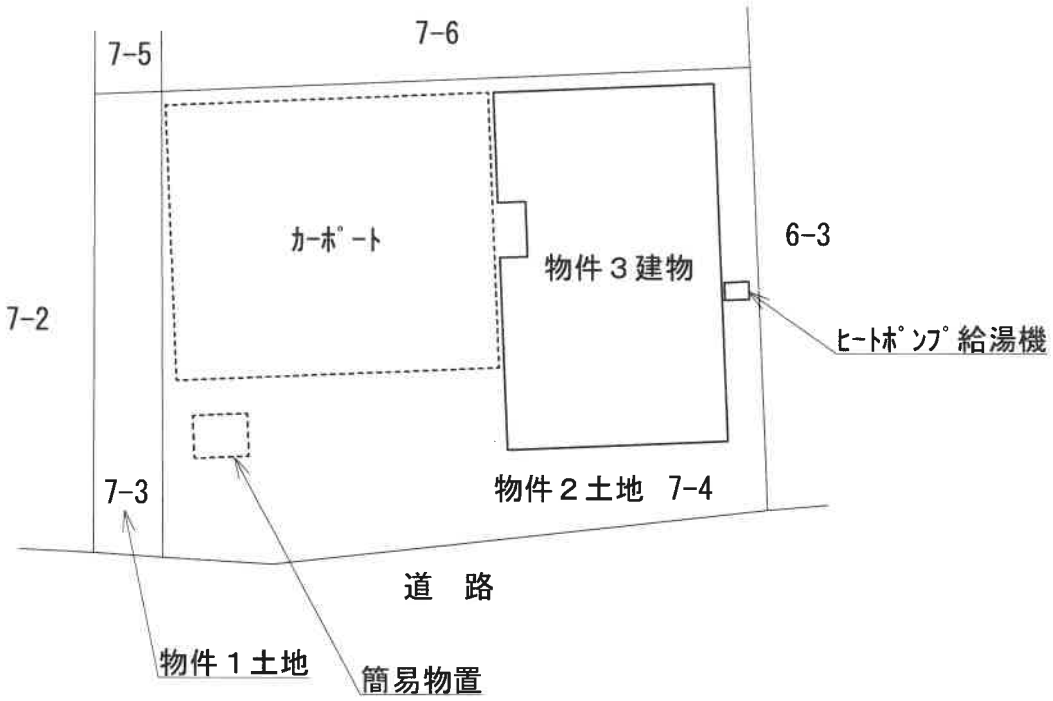
7-5
7-6
ｶｰﾎﾟｰﾄ
物件３建物
6-3
7-2
ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯機
7-3
物件２土地　7-4
道　路
物件１土地
簡易物置

建物間取図（概略）

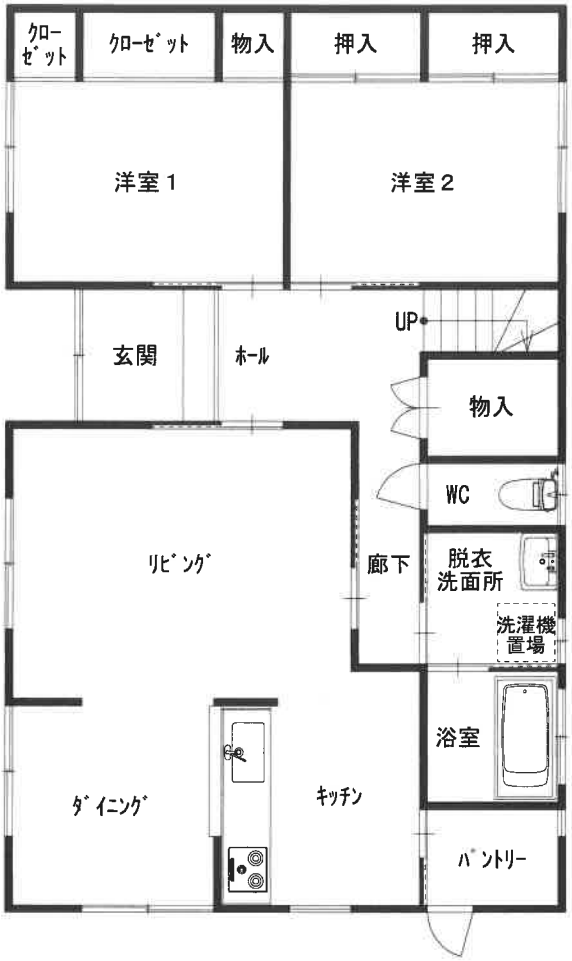

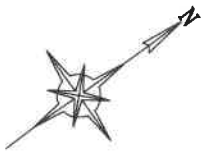

１階

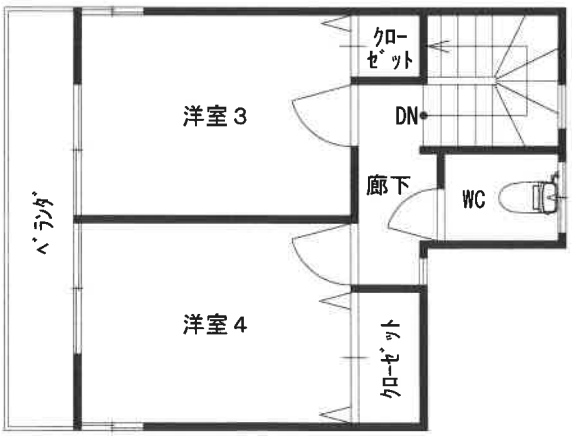

２階

写真撮影図

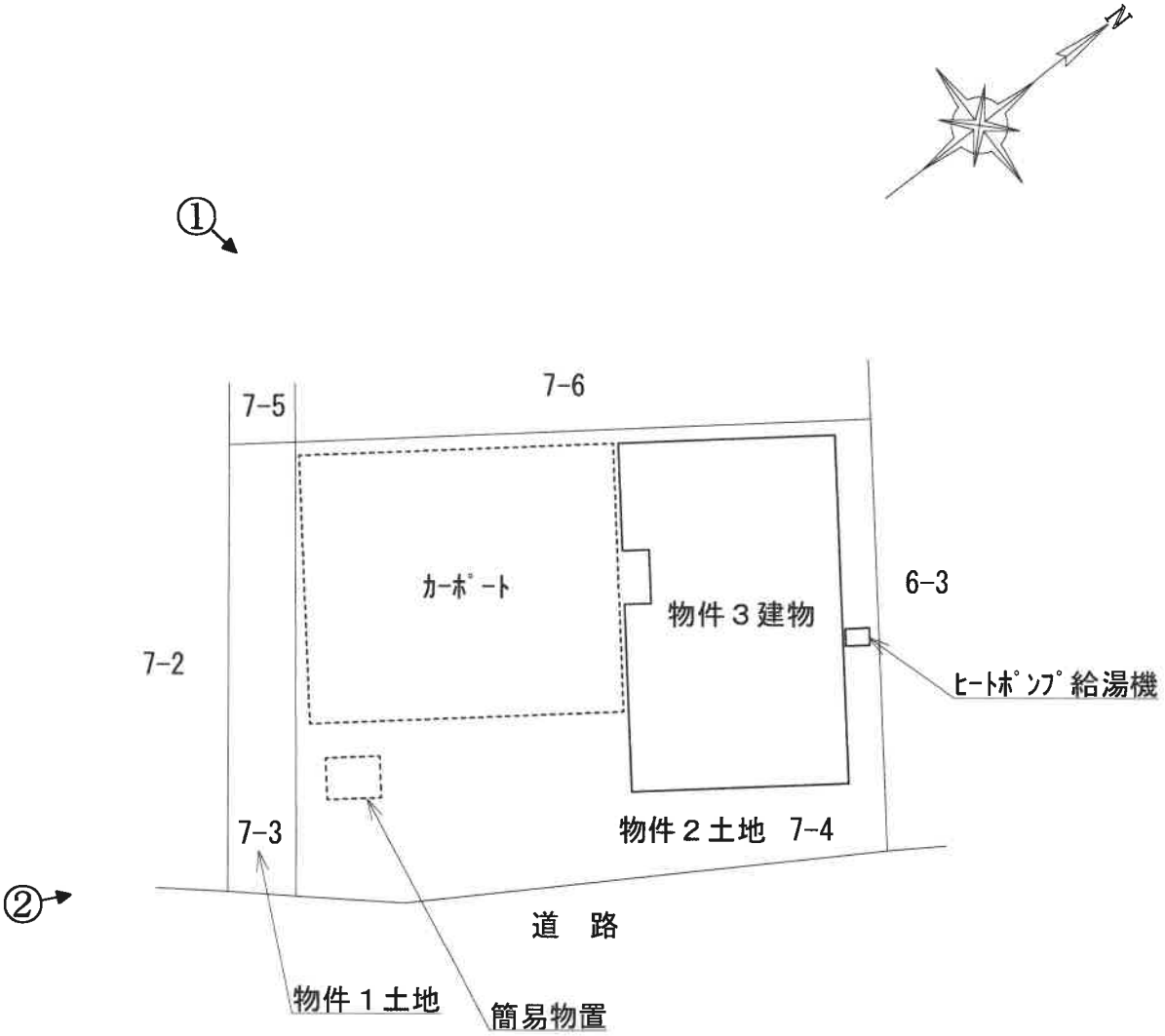

←○ は写真撮影位置を示す

現況写真

①

②